

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方公共団体の契約に関する事項

- 一 新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者の認定を受け、
た者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、当該物品を借り入れる契約及び普通地方
公共団体の長又は地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について随意
契約により契約をすることができるとすること。（地方自治法施行令第六十七條の二第一項第四
号及び地方公営企業法施行令第二十一條の十四第一項第四号関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。（改正令附則関係）